

平成19年度第3回広島市環境影響評価審査会議事録

議題：白木産業廃棄物最終処分場増設事業に係る環境影響評価準備書について

1 日時：平成19年7月18日（水）10：00～12：00

2 場所：広島市役所 本庁舎14階 第7会議室

3 出席者

(1) 審査会委員（五十音順、敬称略）

天野 實（会長）、安藤忠男、今岡 務、於保幸正、下中奈美、関 太郎、深田成子
水田国康、宮田賢二、矢野 泉、吉國 洋（副会長） 以上11名出席

(2) 事業者

株式会社クリショー 代表取締役 川端洋二 他9名

(3) 事務局

亀井環境局次長、毛利環境アセスメント担当課長、坂本課長補佐 他4名

(4) 傍聴者

4名

4 会議概要

(1) 審査会は公開で行った。

(2) 事業者から、事業内容と環境影響評価準備書の概要について説明を受けた後、準備書について審議した。

5 審議結果概要

準備書の内容等について、各委員から意見が出された。

次回の会議は、9月（時期未定）に開催する。

6 会議資料

資料1 白木産業廃棄物最終処分場増設事業に伴う環境影響評価準備書

資料2 白木産業廃棄物最終処分場増設事業に伴う環境影響評価準備書（要約書）

資料3 環境影響を受ける範囲であると認められる地域の選定書

（当日配付資料）

希少動植物の確認位置図

動物種、昆虫類、底生動物及び植物の確認種一覧

〔審議結果〕

- 坂本課長補佐 ただいまから、平成１９年度第３回環境影響評価審査会を開会します。

本日は、白木産業廃棄物最終処分場増設事業に係る環境影響評価準備書について審査いただくこととしております。

はじめに、環境局次長の亀井からご挨拶申し上げます。

- 亀井環境局次長 委員の皆様方には、お忙しい中、審査会にご出席いただき誠にありがとうございます。本日は、白木産業廃棄物最終処分場増設事業に係る環境影響評価準備書についてご審議いただくこととしております。

本事業は、平成１４年７月から埋め立てを行っている産業廃棄物最終処分場の面積を拡張して、埋立容量を増加させ、埋立期間を延長しようとするものでございます。

本事業に係る実施計画書については、平成１７年の３月と５月にご審議いただき、その年の６月に審査会の答申をいただいたところです。

廃棄物の最終処分場は、市民の関心が高い事業でありますとともに、自然豊かな山間部への開発ということで、希少な動植物等の生息・生育でありますとか、地下水等への影響ということも事業を進めていく上で十分配慮していただく必要がございます。

委員の皆さま方の慎重なご審議をお願い致します。

それでは、審議に先立ちまして、市長から諮問をさせていただきます。

（諮問書を天野会長に手交）

- 坂本課長補佐 それでは、さっそく審議に入りたいと思います。これからの議事進行は天野会長さんをお願いいたします。

- 天野会長 みなさん、おはようございます。お忙しいところご出席ありがとうございます。

さて、本事業については一回現地を我々見に行ったのですが、だいぶん前のことなので、環境影響評価の手続きの経緯などについて、事務局から説明していただいて、忌憚のないご意見をいろいろお聞きしたいと思います、よろしく願いいたします。それでは事務局のほうから説明をお願いします。

- 毛利環境アセスメント担当課長

本事業の環境影響評価に係る経緯について、ご説明させていただきます。

白木産業廃棄物最終処分場増設事業に係る環境影響評価手続きは、平成１７年２月に実施計画書が提出され、本審査会のご審議を経て、平成１７年６月に実施計画書に対する市長意見を述べております。その後、環境影響評価が行われ、今年の６月１日に準備書が提出され、６月１１日から７月１０日までの１か月間、縦覧を行いました。また、条例では、縦覧期間内に、環境影響を及ぼす範囲であると認められる地域の住民は、市長に対し公聴会の開催を要望することができるとされておりますが、公聴会開催の要望はありませんでしたのでご報告させていただきます。

準備書に対する市民等からの意見書の提出期限は今月２４日までとなっており、今後、その市民等の意見の概要を記載した書類が、事業者から市長に提出されまして、その後から９０日以内に、市長は、審査会のご意見をお聴きした上で、準備書について事業者に意見を述べることとなります。

す。本事業の環境影響評価の手続きについては以上でございます。

○会長 ありがとうございます。

本日の審査会には、事業者である株式会社クリショーの方に出席してもらっていますので、ご説明をお願いします。

○事業者 株式会社クリショーの代表の川端でございます。

白木産業廃棄物最終処分場増設事業に係る環境影響評価準備書について、ご説明させていただきます。

〔以下、要約書及びパワーポイントに基づき、事業及び環境影響評価準備書の概要を説明〕

○会長 どうも、丁寧なご説明ありがとうございました。

それでは、準備書についてどんなことからでも結構です、ご意見、ご質問をお願いします。

○水田委員 動物のことで2点ほどあります。1つ目は、準備書では猛禽類に注目されていますが、私は10年ぐらい前ですが当該地域に近いところでクマタカを2回見えています。

調査の際には、当然注目されたと思うのですが、重要種として2000年に広島市が出した「広島市の生物」ではクマタカの生息情報は秘匿されていますが、アセス実施者は資料として使えるように市に対して提供を求めたのでしょうか、逆に言うと、市はその情報を提供したのか、あるいはその情報を基にクマタカについて調べるよう求めたのでしょうか。

クマタカは、白木山周辺に度々見つかっており、営巢しているとも聞いていますが、この地域に出てくるとしても稀にしか出てこないため、報告書の結論としては、オオタカと同様にあまり影響はないかもしれませんが、全くクマタカが出てこないのは説明不足ではないのでしょうか。というのは重要種の重点調査では度々調査が行われるのですが、定点調査やルートセンサスはそのなにも度々行われないので、私の経験ではクマタカはそんなに飛び回らないので、これぐらいの程度の調査ではいても見つからないということも多いと思われます。

○事業者 猛禽類調査については月3回程度、3日間連続調査した結果の資料が手元にあるのでお配りします。（資料 希少動植物の確認位置図を配布）

○水田委員 クマタカについて、どういう季節にどのくらいの頻度で調査したけれども確認できなかったということを口頭でもお答えいただきたい、もうひとつは調査に際して市がそのような秘匿している資料を示されたかどうかについてお答えいただきたい。

○事業者 準備書7-78ページに示すように、サシバがたくさん確認されたので、鳥類の重要種調査として、平成18年1月から9月まで9ヶ月間、月1回3日間連続で調査を行っています。

その結果、ハチクマ、ハヤブサ、サシバが確認され、特にハヤブサ、サシバについては営巢木等を確認しましたが、クマタカは今回の調査では一回も確認されませんでした。

○水田委員 クマタカは、重要種調査で確認できなかったということを、載せておくべきだと思います。

す。また、事務局にお尋ねしますが、クマタカの分布図のような重要な資料はこのような調査の際に示されているでしょうか。そのような資料があるならば、事前に事業者に示すことによって、ますます重点的に調査できるので、そのようにしていただきたいと思うのですが、もしできないのであればその理由も教えていただきたい。

○担当課長 特にできないという理由はございません。広島市の生物として平成１２年に作っていたものの中には、種の保護のために分布は公表していません。メッシュ情報として把握していますが、今回は示しておりません。

○水田委員 今後、調査に際して示されたほうが良いのではないのでしょうか。

○担当課長 わかりました。

○水田委員 事業者としてはその情報を特に悪用しないわけですから、調査に対しては前もって示されたほうがより詳しく調べられ、省力化できるので良いと思います。

２点目ですが、昆虫に関して７－９０ページ以降の表において、数種と記載されているが１種類しかないものが何箇所も見受けられます。

また、種名に「他」と記載されているものがありますが、「他」とされているのは、種類数は示されていますから、確認されているけれども全部記載すると煩雑になるから省略されたのか、あるいは種名鑑定までの努力をされていないのかということですが、できるだけ種名鑑定して全部上げておくべきだと思います。その理由は、日本の昆虫群集はほとんどわかっていないですけれども、このような調査が行われていくことによって昆虫群集の比較検討の材料に資することができる、あるいはその種の中に希少種や指標種が見つかるかもしれませんし、そういう意味でせっかく調査されたのであれば、将来のため、あるいはアセスメントの精度を高めていくためにも、このような調査の場合は全ての種名を網羅しておくべきだと思います。

○事業者 昆虫類の同定は、全ての種について調べております。今回は煩雑になるということで、表をまとめております。数種としている部分についてはミスプリントです。

○水田 せっかく鑑別されているのであれば、この準備書でなくても、詳細な資料を委員会に示していただきたい。

○事業者 手元に資料があるのでお配りしたいと思います。（資料をコピー）

○会長 資料をコピーしていただく間に、他のことについて話を進めたいと思いますが。

○関委員 植物もまったく同じ意見で、全部の種類のリストがぜひ見たいということです。今日、時間的に無理なら後日皆さんに送っていただきたい。

今、水田委員さんのお話にあったとおり、せっかく調査されたものはきちんと全部報告すべきです、なんとか他というやり方は生物に関する限り一番良くないと思います。

(資料をコピーし、配布)

○会長 他にどなたかございませんか

○於保委員 例えば振動とか騒音とかといった問題で、どういう条件で、どういうことを予測したのかということについて、ここに書かれていない。おそらく大丈夫なのでしょうけれども、少なくとも、例えばマキシマムでこのような騒音又は振動が起こる条件下では、これぐらいのことになっているというような 予測式だけでなく、どういう条件でやったかということをやっぱり書いてもらわないとなかなか分かりにくいという点が1点です。

2点目は、環境保全措置をするから大丈夫だといわれても、最近はまだ信じられなくなりました、どの様な措置をやっていて、それを履行されているのがどの様に保障されるかということところも、書きにくいところかもしれませんが、そういうところがないと、はいそうですかとなかなか言えなくなっている状況下にあると思うのですが、その点についてもお答えいただきたい。

○事業者 今回の予測の条件に当たりましては、新設ではなく増設ということで、現在稼働しているという条件の基に予測を行っております。保全措置及びその担保については後で提出させていただきたいと思います。

○会長 於保委員が言われたのは、今行っているからではなくて、予測するのはどういうことを基準にして、どういう方法で予測したのか、あるいはするののかということを書いてほしいという意味ですね。

○於保委員 例えば、予測式、予測方法とかは、きちっと掲げられていますけれども、現在稼働しているのはどういうものが何台、それがマキシマムで何台稼働していて、それに対して、どのように予測したのだ、という様な具体的なことを書かれないと、稼働しているから良いと言われたら、やはりちょっと解らないので、具体的な、例えば色々な機械が最も一緒に動いているときは何が何台動いていて、そのときの騒音とか振動はこれぐらいだ、それに対して予測式を使うとこのようになっているのだという様な書き方で書いてもらわないと、要するに具体性がないと分かりにくいという感じです。

○事業者 騒音、振動の予測に用いた施工機械は、要約書16ページの図5に示しています、凡例としては見にくいですがブルドーザーが2台、バックフォー、ダンプトラック、クロラクレーン、コンパクター、ホイールローダーが各1台で、現在も同じように稼働しております。

これらの発生源を基に、距離減衰式を用いて今回は予測、評価をしています。

○宮田委員 搬入車両の台数のことでお聞きしたいのですが、準備書の7-19に予測交通量の詳しい表がありますが、これに「至国道54号」とあるのと「至処分場」とあるのはどこがどの様に違うのでしょうか。

○事業者 ゆずりは農道でいえば、準備書の7-17のNo.1地点の写真で示していますが山側へ向

かっていくのが国道５４号、手前に向かってるのが処分場となっています。

○宮田委員 それは、ゆずりは農道を二分してということですか。

○事業者 準備書の７－１５の平面図で、国道５４号方面というのが北へ向かう交通量で、処分場方面というのが南に向かう交通量となっています。

○宮田委員 方向の違いということですね。そこで、処分場に至る交通量の数値で、２２０とか８００とか１０００とか言う数字が出ていますが、この数字は搬入車両でなく、一般車両を含めた数字ですね。このうちで搬入車両は、全て大型ですか、４７台とかいう数字があったのですが。

○事業者 搬入車両は、実測データが準備書の７－２６の図７－２－４廃棄物運搬車両交通量調査結果に当処分場と隣接する処分場からの発生交通量を示しています。当処分場でいえば大型が７８台のみ、隣接する志路開発さんの交通量は大型１１８台小型３４台となっています。

○宮田委員 そうすると大型一日４７台というのは、平成１５年時の数値ですか。

○事業者 そうです。ピーク時を基にしているので、平成１８年は３９台ですけれども、発生台数は４７台以下と考えています。

○宮田委員 ただ、いずれにしても計算する場合には、大型と小型を含めたもので計算したということですか、２２０台と１０９２台という。

○事業者 はい、そうです。

○宮田委員 大型の搬入車両は、午前中にほとんど集中しているという感じですか。

○事業者 準備書の７－２６の図７－２－４で示していますけれども、どちらかと言えば午前中に集中しており、約６割程度です。

○宮田委員 準備書の７－１９に予測交通量というのがありますが、実際の予測の計算はこれで計算したわけですね。

○事業者 はいそうです。この中に先ほど説明した図７－２－４の時間交通量がすべて、搬入車両はすべてゆずりは農道を通りますのですべて入っております。

○宮田委員 わかりました。

○安藤委員 地下水汚染について伺います。先回の審査会のときに討議された問題に、鉛、砒素の重金属、ジクロロメタンの基準値を上回る検出という点があったと思いますが、今日の説明で

は、鉛、砒素についてはこの処分場稼働前から検出されていたということから自然由来のものであるというふうにご説明になりました。ジクロロメタンについては、堰堤工事のときに使用した剥離剤等から一時的に流出したものとのご説明であったと思うのですが、そのように理解してよろしいでしょうか。

○事業者 そのとおりです。

○安藤委員 そういう説明でいいのかなと思うのですが、この準備書の3 - 29ページの表3 - 1 - 16には、平成16年8月3日の放流槽におけるジクロロメタンの濃度が出ています。これは基準値を上回るものですが、同時にシス - 1, 2 - ジクロロエチレン、ベンゼン、陰イオン界面活性剤が基準値を上回らないものの検出されています。

これらも本来的には自然界に発生するものではないので、処分場に持ち込まれるというか、何らかの人為的な要因により発生していますが、これについてはどの様にお考えですか、基準値は上回っていませんが。

○事業者 この原因については、まだ正確にはつかんでいませんが、型枠用の剥離剤に含まれていると思われるのですが、基準値以下と言うことで現在のところ確認しておりません。

○安藤委員 これは確認しておいたほうがいいと思うのですが、準備書ではジクロロメタンの地下水の汚染が堰堤工事に伴う型枠用剥離剤の使用によると断定していますから、それを裏付けるためにも、同様に他の界面活性剤等も含めてですが、それらの物質が剥離剤に含まれているという確認が必要だと思います。もう1点、鉛、砒素については、問題になるのは地下水を飲用としている住民が下流域やこの近傍に居るのかということなのですが、現実には基準値を上回る砒素、鉛で健康に悪影響を及ぼす恐れが強いものですから、この辺についてはなんらか関連の調査はされているでしょうか。

○事業者 これについては民家が離れているということもあり、準備書の調査では行っていません。

○安藤委員 これは保健所等が管轄する事業なのかなと思うのですが、この準備書で指摘されているように本来この地域には鉛、砒素を含む鉱脈があって、準備書の言うとおりであれば、そこから地下水に自然界の鉛、砒素が移動するということになるので、その場合には当然利用している地下水の汚染にも関わってくるので、どの様に対応されるのかはわかりませんが、何らかの配慮が必要だろうと思います。

もう1つ、前回の審査会で問題になった点が、ここは安定型の処分場と言うことで、有害物質を含むものは搬入されないという前提で処分が行われているということです。しかし、本当に有害物質を含まないものだけが搬入されているかどうか、それがどの様に担保されるかどうかということが問題であると議論されたと思います。今日の説明では、マニフェストを提出してもらい、それと照合し、さらに展開検査場で目視により検査し、不都合なものがあれば搬入業者に持ち帰ってもらうというご説明だったと思いますが、そういう理解でよろしいでしょうか。

○事業者 そのとおりです。

○安藤委員 先程のご説明では、その様なことは今までもやっていたという説明だったと思うのですが、従来と前回の審査会の後で違う点があるとすればどのようなことですか。

○事業者 従来も安全管理は十分行っており、今後も大きな差はないということです。

○安藤委員 安全管理は十分ということは、今までの方法で十分目的を達してきたという理解で、今後、今までの方法を特に改善する必要はないという判断ですか。

○事業者 改善は毎日行っているところで、廃棄物の発生元である工場その他で、常日頃から立会い調査をし、業者に対して指導しながら改善していこうという努力はしております。

○安藤委員 先程、於保委員がおっしゃった様に、言葉で努力するということだけでは、行われる事柄が担保されませんので審査委員としては納得できないわけですが、もしそういうことであれば、現在マニフェストを提出させているということであれば、マニフェストに記載されている項目はどのようなものなのかお示してください。

○事業者 本日はマニフェストを持参していないので、後日報告させていただきたいと思います。

○安藤委員 マニフェストは現在使用中のものですね。

○事業者 そのとおりです。

○安藤委員 ここに搬入される廃棄物が本来有害物質を含まないということを担保する事柄は、結局マニフェストに書かれたものを搬入業者が誠実に履行しているということだと思うのです。結局、目視ではどんな物が含まれているのか必ずしもわからないので、搬入業者の言うとおりになってしまうので、そういう方式をとっていくのであれば、マニフェストの内容がきちっと審査されるべきと私自身は思っています。いずれにしても、この審査会には資料として提出していただき、一応われわれとしては十分調査が行われているということをお納得したいと思います。

(資料 昆虫類、底生動物及び植物の確認種を配布)

○会長 ありがとうございます。水田先生、今配られた昆虫の資料について、これでよろしいでしょうか。

○水田委員 まだまだ一部しか調査されていないということでしょうね。それは仕方ないと思います。こういう資料をためていくということは、将来、日本の開発に対するアセスメントのためになると思います。というのはアセスメントの報告書は原則公開され、利用できますから、それを集大成していくともっといろんなことが分かって来て、今後調査の項目を増やすこともできる。精度を

上げることできる。より詳しくですね。

- 会長 水田先生から昆虫の話が出ましたが、関先生から植物についても同じことが言えるといわれたのでそのへんも今後検討してください。

安藤先生が言われたことは非常に大事なことで、この前の時もそれが問題になったし、実際にどういうものが入っているかということは、要約書の4ページのところに書いてあって、廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、陶器くず、がれき類です。これだけのものしか入っていないとしたらあんまり悪臭も出てきません。生ごみや今までこういうもの以外のものが入ってきた事例はあるのか、そういう業者は大体決まっているということなのか、その辺何かコメントがあればぜひ聞きたいと思うのですが、いかがですか。

- 事業者 大変難しい問題ですが、我々も例えば廃プラスチックに付着するものというところまでを言及するのはなかなか難しいものでございます。ただ排出業者には排出業者の基準を設けておりますし、我々もそれをチェックしているつもりではございます。これも引き続いて、厳しく調査や指導をして我々のところに搬入するような方法で管理していきたいと考えております。

- 会長 よろしくをお願いします。

- 吉国副会長 要約書の4ページ目に断面図が出ています。この中に集水塔というのが4本書かれています。それについて3つばかり質問させてもらいます。まずこの集水塔が4本ありますが、3ページの平面図ではどこの位置にこれがあるのかということと、下の2つは800ミリの径があるのですが、上は500ミリに小さくなっているその理由は何かということ。もう1つは集水塔にどういう機能を期待されているのかということです。

- 事業者 まず1番目の集水塔の位置は、これは谷間の一番根っこ、水が一番集まりやすいところ、こういうところに図面的には4本しか入っていませんけれども、実施の段階では谷筋に沿って全部入れますので相当な箇所に入ることになります。それと上が500ミリ、下が大きいですが、これは排水量によって決めています。上に行けば集水区域が狭まりますので、当然小さくなっています。

- 副会長 表面水を取るという意味ですか。

- 事業者 廃棄物埋立区域の水の処理は、地下排水管を通していきますので。

- 副会長 表面のものをとるという意味ですね、中に入ったものを取るという意味じゃないということですか。

- 事業者 いいえ 中に入ったものもしみこんでこれに入ってまいります。

- 副会長 これに関連してお尋ねしたいのですが、要約書の31ページの下の方に降雨と水位の関係

を書いた図が2つ、No. 1とNo. 4, 5というのがあります。これに水位が書いてあるのですが、この水位計のあるところの標高といいますか、地盤高といいますか、どれぐらいのところにこれがあるのか、310mとか312mとかありますが4ページの図でいうとどれぐらいのところにあるのですか。

○事業者 No. 1の位置は縦断図で言えば一番下、最下流になりますが、観測井戸No. 1の位置なのですが標高320mぐらいの位置です。No. 4、5の位置は縦断図のだいたい色に塗ってある一番高いところ、標高約410mの位置です。これより若干高いですけども。

○副会長 No. 1は放流槽と書いてあるところではないのですか。

○事業者 そうですその位置です。

○副会長 そうすると400mって言うのはもっと上のほうではないのですか。

○事業者 No. 4, 5に関しては400mです。

○副会長 そうすると地下水位は地表面よりかなり深いところにあるのですね。例えば平成18年にずいぶん高い水位になっていますよね、312mとか。

○事業者 確かにそうです。

○副会長 ということならば、地下水位はずっと低いところにあるのですね。4ページの一番下流端のところにある集水塔というものがどれぐらい機能しているのか、どのくらい効いているのか知るために、実際に埋設管から放流槽に入る水の量と雨量との関係はわかっているのでしょうか。

○事業者 雨量は降雨時には全部雨量計で調査をしています。しかし、流量までの調査はしていません。

○副会長 集水塔の配置を計画するにあたって、処分場内に堆積をさせたものは土ではないと思うのですが、それが飽和に近い状態であるとして水の流れを考えておられるのですか、飽和が悪い状態だと水は鉛直方向に下がり、集水塔の集水効果はほとんど利かないのではないかと思うのですが。

○事業者 この集水塔の構造ですが、これはコンクリートの構造のもの、あるいは塩ビ管の構造のものもあるのですが、それに穴が開いたものの周辺に碎石を撒き込んで、極力地下にもぐった水をこの集水塔に集めて吸い取り、一番谷底にある暗渠排水管に集水して放流槽に入れ込み、放流槽で沈砂させたものを下流に放流するということになっています。

○副会長 先ほど現地盤の地下水位をお聞きしたのは、これを伝わらずにほとんどのものが下に入っているのではないかという気がするのです。

豪雨のときは確かにこれを通ると思うのですが、日常はほとんど下に入ってくると感じるものですから、その辺はどのように考えておられるのか。

○事業者 100%この地下排水管によって水を集めるというのは不可能です。地下にしみていくものもありますし、暗渠排水管で集水して下流に流すものもあります。集水塔については一番谷筋に入れておりますので極力これで集水するという構造としています。100%地下水に流れ込まないようにというのは、相手が土なものですから不可能だと思います。

○会長 他にどなたか、どんなことでも結構です。

○於保委員 先ほどの安藤先生の地下水の問題と一緒にのですが、鉛と砒素の地下水に流れている部分について、こういう岩脈が存在するからだろうというのは、たぶんそうかもしれない。

ただ、もうひとつそれをはっきりと示されたほうが良いと思うのです。もしできるならば、ということですが、No.5の井戸の付近がすごく鉛が高いというのがあったならば、その谷筋の岩石や上流の地下水について鉛を含むようなものかどうかということ、予め調査されたほうが良いと思うのですが。そこまで要求できるかどうかかわからないのですけれども、確実にこうなのだよというところを示されていたほうが、より正確だと考えます。

○事業者 今後埋め立ての進捗に伴い、井戸を掘ってまいりますので、その時点で採取した岩石を分析させてもらえばと思っております。

○会長 前もってそういうデータがあれば、その後はどう変わったかということもはっきり比較検討ができるという意味で於保先生がおっしゃったと思うので、よろしくお願いいたします。

○宮田委員 これは環境アセスメントの問題ではないかも知れませんが、昨今の異常気象、特に集中豪雨の問題と地震の問題がありますが、そこらについて考えられていることについて説明していただきたい。

集中豪雨のような異常な降雨があった場合の排水に対してどういう措置がとられているのかということと、廃棄物が積み上がってくると地盤崩壊の問題がありますが、それに対してどんな対策がとられているのか。

○事業者 水の問題ですけれど、集中豪雨、災害時の集中豪雨については、基本的に林地開発と産廃の許可を取って行いますので、基本的に時間雨量120mmの計算で排水計画をしています。120mmプラス余裕がありますので実際には150mmぐらいになっているかと思いますが、水路ですから真っ直ぐではなく曲がっていますのでその辺を考慮すれば、時間雨量120mmは対応できると思います。

それと埋め立てる斜面の安定については、堰堤となる部分には山の土、普通土を使いますので、産廃で堰堤を作るわけではありません。土堰堤に関しては斜面の安定勾配の安定計算を行っており、地震時も当然考慮して安定計算を行っております。今の開発基準で申請を行いますので、その基準値は十分満たしております。

○副会長 今のことに関連してお聞きします、横が水平に400mありますけれども、これはかなり大きいほうだと思うのですが、日本でこの形式の処分場のランクで言えば何位くらいに入るのかということ、たぶん広島地方が一番大きなものが多いと思うけれど、何位くらいに入るのかということをお聞きしたい。

また、さらに再増設する話はないのか。この上にだんだんランクを上げてくる話がないのかが、少し心配になるのですが、その辺はどうなのでしょう。埋立地の底に入れたいろんな施設が、最初のうちはよかったのが、だんだん増やしてくると前に考えたことが少しずつおかしくなることもあるのではないかと思います。再増設も見込んで下のほうを考えているのかをお聞きしたい。

○事業者 再増設は考えておりません。これから先、準備書にあるように20年間、平成39年までの埋め立て期間を持っております。従いまして、これ以上の埋め立ては全く考えておりません。

全国で何番目くらいの規模だろうかという話でございしますが、調査はしていませんが大分県には1000万立米とかいう話を聞いたことがあります、青森県には700万立米の施設もあるように聞いています。今県内でかなりの規模のものも計画されていると聞いています。今のところはランキング的には良くわかりません。

○副会長 5ページの絵のように、こういうサンドイッチ型のものをここで満足するようにしていますからいくら重ねてもいいわけです。それはどこかでおかしいことが起こると思えるわけです。だからボリュームの問題ではなくて、高さ、斜面の長さの問題です。

ボリュームでは奥行きが深いものほどたくさん入りますけれども、一番怖いのは高さですから、高さがどれくらいのランクに入るのかということ、それが先端に行っているのならばかなり危険な領域に入ってきていると判断してもらってもいいのではないかと考えているのですが、危ないところに来ている、分からない部分に入りつつあると考えてほしいと思うのです。

○会長 その他、どんなことでも結構です。いかがでしょうか

○関委員 要約書の3ページの表の下のところですけど、クマノゴケについて実行可能な範囲で事業計画を見直し、消失する面積の30%程度の回避を測る計画としましたということで、こういう席でありありがとうございますというのは場違いかも知れませんが、個人的には大変感謝しております。具体的なことをお聞きしたいと思っていたら、保護のために公表しませんということだったのですが、配布していただいた最後の図にクマノゴケというのが赤丸で3つありますがそのうちの1つが残るという程度ですか。この図で言うとうどうなりますのでしょうか。

○事業者 詳細な位置を落としたものがあるのですがお配りしましょうか。

○関委員 皆さんこの図をお持ちなのでこの図でかまいません。

○会長 あんまり詳しいのは配布しないほうが良いのでは。

○関委員 そのほうが良いと思います。この図の赤丸でどれがだめで、どれが保護されるという程度

で結構です。

○事業者 南側の２つ並んでいるうちの南側が残ります。

○関委員 そうですか。オオミズゴケと書いてある上の分が残るということですね。その上の２つの黄色領域のところにあるのがだめだということですね。

○矢野委員 景観について２点ほど。

準備書、要約書に出てきた表現で、準備書の７－１９７から１９９ページまでの間に、「緑地化による地域景観資源の増加が期待される」という表現が繰り返し出てくるのですが、その地域景観資源という場合の「景観資源」は、一般的に、保全の対象とか復元する対象の景観資源としての特殊な自然景観とかに使われ、最近では自然に対して人が働きかけたような棚田のような文化的な自然景観を景観資源として重要視するようになって来ています。今回の造成・供用後の緑地化で景観資源の増加が期待されるというのは、法面を裸地から緑にしたらそれが景観資源の増加だというのはちょっと言い過ぎではないかと思われます。単に緑にすれば景観環境を維持しているのだというように、環境保全に対する意識の程度がそういうように測られるとかえってもったいない。いろいろなところで配慮されているものが低く見られる危険性があるのではないかと思います。この表現はもう少し控えた表現にされるのがいいのかなと感じました。

もう一点、準備書、要約書にありますけどフォトモンタージュの写真がきれいに緑地化した写真が予測結果のような形で示されておりますけれども、同時に環境保全措置として植生可能な場所に可能な限り在来種による緑化を施すという保全措置の内容とフォトモンタージュの緑の景観がちょっと私の中で乖離しているような気がするのですが、例えばこういった形で在来種による緑化を考えているのかお聞かせください。

○事業者 在来種につきましては、今、実際に処分場でいろいろ植えられているのですが、鹿が多くてすべて食べてしまうということで、今後事業の推移を見ながら専門家の方と相談しながら何を植栽していったらいいのか検討させていただけたらと思っています。

○会長 大事なことですな。

○今岡委員 先ほどの搬入品目の問題にも関係するのですが、マニフェストはまだ紙ですよ。電子マニフェストの導入について広島市はどのようにお考えですか。

○次長 直接の担当の職員がおりませんので、はっきりした事はいえないのですが、電子マニフェストにしたいとの思いはあって、なんとかそういう方向に向けて検討はしているのですが、なかなかすぐにはできないというのが現状です。

○今岡委員 今の紙のマニフェストだとやはりかなり管理上いろいろ難しい、データの保存にしても、埋め立て処分事業を行っている方にも煩雑ですし、行政としても搬入廃棄物の管理をする上で電子マニフェストはかなり有効な手段になるかなという気がします。あくまでも安定５品目を埋

め立て処分する処分場ですので変なものが入るというのは、１つは排出事業者の責任であろうし、当然受け入れる側の責任もあるかと思いますが、行政も含めて３者できちっと管理をしていくことが重要であり、その１つの手段として電子マニフェストがあるのかなという気がしますので、その辺の成否についてご検討いただければと思います。

○関委員 今の問題ですが、実際トラックの運転手に対して、会社がどの程度説明しているか疑問だと思います。さっきゴミを展開されるとおっしゃいましたが、その場所に大きな看板で搬入可能物について文章ではなくて絵で示してやらないと、もうあるかもしれませんが、そのようにしないといけないと思います。

○会長 よろしく申し上げます。そろそろ時間なので、何かありましたら書面で意見を述べていただくこととしたいと思います。それでは、事務局からこれからの予定について説明してください。

○担当課長 大変熱心なご審議をいただき誠にありがとうございました。

今回ご審議いただいた増設事業に係る準備書についての審査会は、準備書に関して市民意見が提出された場合、その市民意見に対する事業者見解を記載した書類が、いつ提出されるかにもよりますが、今のところ、次回は、９月頃に、開催させていただこうかと考えております。

今後の審査の回数は、市民意見や委員の皆様の追加意見等の状況を考慮して、会長とご相談させていただいて決めたいと思います。

具体的な日程は、皆様方のご予定を確認させていただいた上で、改めてご連絡させていただきます。

また、次回の審査会は、ご案内していますように、８月７日に開催させていただきますが、その際は、アセス案件ではなく、旧湯来町の合併や本市の環境基本計画が６月に改定されたことに伴いまして、条例に基づく環境配慮指針の一部改定についてご意見をいただきたいと思いますので、よろしくお願い致します。

○会長 どうも今日はお忙しいところ、ありがとうございました。本日はこれで終了します。